

## 「医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学病院

受付番号	2022-6-010
倫理審査（初回審査）	2021年12月21日
研究課題名	日本腹部救急医学会プロジェクト研究 Tokyo guideline 時代の無石胆嚢炎—無石胆嚢炎の病因病態、治療法、および予後の全国集計
研究の対象	2018年1月1日～2020年12月31日に当院で手術をおこなった急性胆嚢炎のうち無石性（胆嚢結石がない）の方
研究の目的・方法	無石胆嚢炎は、集中治療中、外傷後、手術後などに発生することが多く、その背景疾患、状況により治療方針が大きく分かれる疾患である。しかし、無石胆嚢炎に関する報告は2000年代に入り減少し、Tokyo guideline 発行以降では詳細な記載はされていない。そこで今回、日本腹部救急医学会の協力を得て、多施設共同での調査研究を行うこととなった。
調査データ該当期間	西暦 2018年1月1日 ～ 西暦 2020年12月31日
研究に用いる試料・情報の種類	電子カルテから手術、採血データ、入院中の情報を入手し使用。
外部への試料・情報の提供	Excel でまとめ、電子的配信で提供
研究組織	研究代表機関：東北大学病院 消化器外科 研究全体の責任者：東北大学大学院 消化器外科学分野 准教授 森川孝則 研究協力機関： 日本腹部救急医学会認定医・教育医制度認定施設 共同研究機関の詳細は、日本腹部救急医学会ホームページ <a href="https://plaza.umin.ac.jp/jae">https://plaza.umin.ac.jp/jae</a> をご参照ください。
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないものとさせていただきます。

	<p>で、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】</p> <p>&lt;当院の問い合わせ先&gt;</p> <p>〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-12-1</p> <p>TEL 022-295-1221(代)</p> <p>連絡先担当者 東北医科薬科大学病院 肝胆膵外科 桜井博仁</p> <p>&lt;研究代表機関&gt;</p> <p>日本腹部救急医学会 無石胆嚢炎全国集計プロジェクト研究 研究事務局 三浦孝之 (東北大学病院 消化器外科)</p> <p>Department of Surgery, Tohoku University</p> <p>〒980-8574</p> <p>宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1</p> <p>1-1 Seiryomachi, Aobaku, Sendai 980-8574</p> <p>☎022-717-7205 Fax:022-717-7209</p>
--	--

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 21 条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

[http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/privacy\\_policy.html](http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/privacy_policy.html)

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 33 条>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合